

議案第六一号

三朝町職員旅費支給条例(昭和二十八年三朝町条例第一七号)の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十四年九月十六日原案可決

東伯郡三朝町議長 加藤幸太郎

鳥取縣東伯郡三朝町議長印

三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

第一条 中別表第一を次のように改める。

別表第一

区 分	鉄 道		航 空	車 馬 賃 (料につき)	日 当 (一日につき)		宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
	県 内	県 外			県 内	県 外	県 内	県 外	
一等級の職務にあるもの	三等運賃	二等運賃	上級運賃	五月	二〇〇円	二二〇円	八〇〇円	一三〇〇円	三〇〇円
二等級	〃	〃	〃	五月	一八〇円	二〇〇円	八〇〇円	一三〇〇円	三〇〇円
三等級	〃	〃	〃	五月	一八〇円	一八〇円	八〇〇円	一三〇〇円	三〇〇円
四等級	〃	〃	〃	五月	一六〇円	一八〇円	八〇〇円	一三〇〇円	三〇〇円

附 則

この条例は公布の日から施行する。